

平成十八年政令第三百七十九号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第一条第六号、第九号、第十三号、第十六号から第十八号まで及び第二十号ただし書、第九条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十九条、第三十二条第五項、第三十九条第一項及び第三項、第五十三条第三項並びに附則第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定旅客施設の要件）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第七号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあつては、当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用者の人数の見込み）が五千人以上であること。

二 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数（当該旅客施設が新たに建設された場合にあつては、当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数の見込み）が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数と同程度以上であると認められること。

イ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数以上であること。

ロ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する障害者の人数が、全国の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めること。

三 前二号に掲げるもののほか、当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況並びに当該旅客施設の周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

第二条 法第二条第十号の政令で定める道路は、生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒步で行われるものであつて国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものとする。

（特定公園施設）

第三条 法第二条第十五号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの（法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第十三条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることができ困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。）とする。

一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下この号において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場

休憩所

二 休憩所

三 休憩所

四 休憩所

五 休憩所

六 休憩所

七 休憩所

八 休憩所

九 休憩所

十 休憩所

十一 休憩所

十二 休憩所

十三 休憩所

十四 休憩所

十五 休憩所

第四条 法第二条第十八号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第一百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

（特定建築物）

一 休憩所

二 休憩所

三 休憩所

四 休憩所

五 休憩所

六 休憩所

七 休憩所

八 休憩所

九 休憩所

十 休憩所

十一 休憩所

十二 休憩所

十三 休憩所

十四 休憩所

十五 休憩所

十六 休憩所

十七 休憩所

十八 休憩所

十九 休憩所

二十 休憩所

二十一 休憩所

二十二 休憩所

二十三 休憩所

二十四 休憩所

二十五 休憩所

二十六 休憩所

二十七 休憩所

二十八 休憩所

二十九 休憩所

三十 休憩所

三十一 休憩所

三十二 休憩所

三十三 休憩所

三十四 休憩所

三十五 休憩所

三十六 休憩所

三十七 休憩所

三十八 休憩所

三十九 休憩所

四十 休憩所

四十一 休憩所

四十二 休憩所

四十三 休憩所

四十四 休憩所

四十五 休憩所

四十六 休憩所

四十七 休憩所

四十八 休憩所

四十九 休憩所

五十 休憩所

五十一 休憩所

五十二 休憩所

五十三 休憩所

五十四 休憩所

五十五 休憩所

五十六 休憩所

五十七 休憩所

五十八 休憩所

五十九 休憩所

六十 休憩所

六十一 休憩所

六十二 休憩所

六十三 休憩所

六十四 休憩所

六十五 休憩所

六十六 休憩所

六十七 休憩所

六十八 休憩所

六十九 休憩所

七十 休憩所

七十一 休憩所

七十二 休憩所

七十三 休憩所

七十四 休憩所

七十五 休憩所

七十六 休憩所

七十七 休憩所

七十八 休憩所

七十九 休憩所

八十 休憩所

八十一 休憩所

八十二 休憩所

八十三 休憩所

八十四 休憩所

八十五 休憩所

八十六 休憩所

八十七 休憩所

八十八 休憩所

八十九 休憩所

九十 休憩所

九十一 休憩所

九十二 休憩所

九十三 休憩所

九十四 休憩所

九十五 休憩所

九十六 休憩所

九十七 休憩所

九十八 休憩所

九十九 休憩所

一百 休憩所

一百一 休憩所

一百二 休憩所

一百三 休憩所

一百四 休憩所

一百五 休憩所

一百六 休憩所

一百七 休憩所

一百八 休憩所

一百九 休憩所

一百十 休憩所

一百十一 休憩所

一百十二 休憩所

一百十三 休憩所

一百十四 休憩所

一百十五 休憩所

一百十六 休憩所

一百十七 休憩所

一百十八 休憩所

一百十九 休憩所

一百二十 休憩所

一百二十一 休憩所

一百二十二 休憩所

一百二十三 休憩所

一百二十四 休憩所

一百二十五 休憩所

一百二十六 休憩所

一百二十七 休憩所

一百二十八 休憩所

一百二十九 休憩所

一百三十 休憩所

一百三十一 休憩所

一百三十二 休憩所

一百三十三 休憩所

一百三十四 休憩所

一百三十五 休憩所

一百三十六 休憩所

一百三十七 休憩所

一百三十八 休憩所

一百三十九 休憩所

一百四十 休憩所

一百四十一 休憩所

一百四十二 休憩所

一百四十三 休憩所

一百四十四 休憩所

一百四十五 休憩所

一百四十六 休憩所

一百四十七 休憩所

一百四十八 休憩所

一百四十九 休憩所

一百五十 休憩所

一百五十一 休憩所

一百五十二 休憩所

一百五十三 休憩所

一百五十四 休憩所

一百五十五 休憩所

一百五十六 休憩所

一百五十七 休憩所

一百五十八 休憩所

一百五十九 休憩所

一百六十 休憩所

一百六十一 休憩所

一百六十二 休憩所

一百六十三 休憩所

一百六十四 休憩所

一百六十五 休憩所

一百六十六 休憩所

一百六十七 休憩所

一百六十八 休憩所

一百六十九 休憩所

一百七十 休憩所

一百八十一 休憩所

一百八十二 休憩所

一百八十三 休憩所

一百八十四 休憩所

一百八十五 休憩所

一百八十六 休憩所

一百八十七 休憩所

一百八十八 休憩所

一百八十九 休憩所

一百九十分 休憩所

一百九十一 休憩所

一百九十二 休憩所

一百九十三 休憩所

一百九十四 休憩所

一百九十五 休憩所

一百九十六 休憩所

一百九十七 休憩所

一百九十八 休憩所

一百九十九 休憩所

一百二十 休憩所

一百二十一 休憩所

一百二十二 休憩所

一百二十三 休憩所

一百二十四 休憩所

一百二十五 休憩所

一百二十六 休憩所

一百二十七 休憩所

一百二十八 休憩所

一百二十九 休憩所

一百三十 休憩所

一百三十一 休憩所

一百三十二 休憩所

一百三十三 休憩所

一百三十四 休憩所

一百三十五 休憩所

一百三十六 休憩所

一百三十七 休憩所

一百三十八 休憩所

一百三十九 休憩所

一百四十 休憩所

一百四十一 休憩所

一百四十二 休憩所

一百四十三 休憩所

一百四十四 休憩所

一百四十五 休憩所

一百四十六 休憩所

一百四十七 休憩所

一百四十八 休憩所

一百四十九 休憩所

一百五十 休憩所

一百五十一 休憩所

一百五十二 休憩所

一百五十三 休憩所

一百五十四 休憩所

一百五十五 休憩所

一百五十六 休憩所

一百五十七 休憩所

- 第五条** 法第二条第十九号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。
- 一 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（第二十四条及び第二十六条第三項第一号において「公立小学校等」という。）又は特別支援学校
- 二 病院又は診療所
- 三 展示場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 八 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十一 博物館、美術館又は図書館
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 十六 工場
- 十七 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十八 自動車の停留又は駐車のための施設
- 十九 公共用歩廊
- 二十 公衆便所
- 二十一 公共用歩廊
- （特別特定建築物）
- 第六条** 法第二条第二十号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。
- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）
- 三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）
- 四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）
- 五 公衆便所
- 六 公共用歩廊
- （建築物特定施設）
- 七 入口
- 八 ホテル又は旅館の客室
- 九 劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（第十五条において「劇場等」という。）の客席

九 敷地内の通路
十 駐車場

十一 その他国土交通省令で定める施設

(都道府県知事が所管行政令となる建築物)

第七条 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十九号)第一百四十八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第一号に掲げる建築物にあっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の一第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

一 延べ面積(建築基準法施行令第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十七条において同じ。)が一万平方メートルを超える建築物
二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条(同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場に係る部分に限る。)の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都道府県知事の許可を必要とする建築物(基準適合性審査を行ふべき許可)認可その他の処分に係る法令の規定等)

第八条 法第九条第一項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八条第一項、第九条第一項(同法第十二条第四項において準用する場合を含む。)、第十条第一項、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第二項並びに全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第九条第一項

二 軌道法(大正十年法律第七十六号)第五条第一項及び第十条

三 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第三百三十六号)第三条及び第十二条第一項

2 法第九条第二項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一 鉄道事業法第九条第三項(同法第十二条第四項において準用する場合を含む。)及び第十二条第二項

二 軌道法施行令(昭和二十八年政令第二百五十八号)第六条第二項及び軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令(昭和二十八年政令第二百五十七号)第一条第十項

三 自動車ターミナル法第十二条第三項

(基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模)

第九条 法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。次条第二項において同じ。)の合計一千平方メートル(第五条第十八号に掲げる公衆便所(次条第二項において「公衆便所」という。)にあっては、五十平方メートル)とする。

(建築物移動等円滑化基準)

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(次項に規定する特別特定建築物に係るものと除く。)は、次条から第二十五条までに定めるところによる。

2 法第十四条第三項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計五百平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が五百平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物(公衆便所を除き、同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。第二十六条において「条例対象小規模特別特定建築物」という。)についての法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、第二十条及び第二十六条に定めるところによる。

(廊下等)

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
二 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(階段)

第十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならぬ。

一 踊場を除き、手すりを設けること。
二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。
四 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造とすること。
五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。
(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。

一 勾配が十二分の一を超える、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対する警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(便所)

第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、これらの者が当該便所を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める配置の基準に従い、これらの者が利用する階(当該階においてこれらの方が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。)の階数に相当する数(床面積が一万平方米メートルを超える階がある場合にあっては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める数をえた数)以上設けるものでなければならない。

2 前項の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上(当該階の床面積が一万平方米メートルを超える場合にあっては、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める数以上)に、車椅子使用者用便房(車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ。)を一以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上。以下この項において同じ。)設けなければならない。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階(第十九条第一項第一号及び第二項第五号イにおいて「地上階」という。)であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合にあっては、この限りでない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所のうち一以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上)設けなければならない。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所であつて男子用小便器を設けるもののうち一以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

(劇場等の客席)

第十五条 劇場等の客席には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用部分(車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。第十九条第一項第一号において同じ。)を設けなければならない。

一 当該客席に設ける座席の数が四百以下の場合 二

二 当該客席に設ける座席の数が四百を超える場合 当該座席の数に二百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

(ホテル又は旅館の客室)

第十六条 ホテル又は旅館には、客室の総数が五十以上の場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる客室(以下「車椅子使用者用客室」という。)を客室の総数に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上設けなければならない。

2 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。)が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りでない。

イ 便所内に車椅子使用者用便房を設けること。

ロ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、八センチメートル以上とすること。

(2) 戸を開ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

2 浴室又はシャワールーム(以下この号において「浴室等」という。)は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等(次に掲げるものに限る。)が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りでない。

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。
ロ 出入口は、前号ロに掲げるものであること。

(敷地内の通路)

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

二 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ 手すりを設けること。
ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。

ハ 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造とすること。

三 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 勾配が十二分の一を超える高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

(駐車場)

第十八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設（車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

一 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号及び次号において同じ。）が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

二 当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

二 次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(移動等円滑化経路)

第十九条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条及び第二十六条第一項において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

二 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）

三 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）

四 建築物が公用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）

五 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十分センチメートル以上とすること。

二 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十二条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十二条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

二 戸を開ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

三 戸を開ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、階段に代わるものにあっては百二十七センチメートル以上、階段に併設するものにあっては九十三センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十七センチメートル以上の踊場を設けること。

五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

イ 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

ロ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

ハ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

イ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

ロ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

ハ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が一千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものである。

(1) 籠の幅は、百四十センチメートル以上とする」と。

(2) 篠は車椅子の轉回に支障がない構造とすること
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚

障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(2) 箱内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他

3) 箩内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める告示とする。

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十七条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
イ 一區は、百二十㍍ノチメートル以上とする。

五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

二 傾斜路は、次に掲げるものであること。

幅は段に代わるものにあつては百一十センチメートル以上 段に併設するものにあつては九十五センチメートル以上とすること。

(3) ()
高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設ける

第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、こと。

廣場その他の空地（以下「道等」という。）とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

十四条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

(案内設備) 建築物又はその敷地に於て、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置並びに工事／バーナーその他の昇降機、更所又は駐車施設の配置を表示して案内板その他の設備を設けな

ればならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

小ための設備を設ければならない。
き内にこまけら易いことは、前二項の見三は適用しない。

案内設備までの経路

第十二条 通常から前項第一項の規定による許可までの経路（不特定かつ多數の者が利用し又は主として視覚障害者が利用するものに限る）にその他のシナリオ等から前項第二項の規定による許可までの経路（不特定かつ多數の者が利用するものに限る）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通

臣が定める場合は、この限りでない。
視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならぬ。

当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、線状の突起が設けられておりかつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘

導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状プロック等を敷設すること。

口 イ
車路に近接する部分
段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）

(道路管理者の権限の代行)

第二十九条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限（第四項において「市町村が代行する権限」という。）は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第二十号、第二十一号（道路法第四十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。第三項において同じ。）、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

2 市町村は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。

3 市町村は、法第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十号又は第二十一号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

4 市町村が代行する権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示された工事の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該工事の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。

（保留地において生活関連施設等を設置する者）

第三十条 法第三十九条第一項の政令で定める者は、国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものとの二分の一以上を出資している法人とする。

（生活関連施設等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準）

第三十一条 法第三十九条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額に乗じて得た額とする。（報告及び立入検査）

第三十二条 所管庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第十四条第一項の政令で定める規模（同条第三項の条例で別に定める規模があるときは、当該別に定める規模。以下この項において同じ。）以上の特別特定建築物（同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）若しくは維持保全をする建築主等に対し、当該特別特定建築物につき、当該特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準（同条第三項の条例で付加した事項を含む。次項において同じ。）への適合に関する事項に關し報告をさせ、又はその職員に、同条第一項の政令で定める規模以上の特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 所管庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第三十五条第一項の政令に基づき建築物特定事業を実施すべき建築主等に対し、当該建築物特定事業が実施されるべき特定建築物につき、当該特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に關し報告をさせ、又はその職員に、当該特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令の廃止）

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。

一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成六年政令第三百十一号）

二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第四百四十三号）

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置）

第三条 この政令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、第五条第十九号、第九条、第十四条、第十五条、第十八条第一項第四号及び第十九条から第二十一条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

（類似の用途）

第四条 法附則第四条第三項の政令で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

一 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）

二 劇場、映画館又は演芸場

三 集会場又は公会堂

四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）

老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

博物館

美術館又は図書館

（平成一九年三月二二日政令第五五号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

第二条 (罰則の適用に関する経過措置) この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条**附 則**

(平成一九年八月三日政令第三三五号) 抄

第一條

(平成十九年十月一日から施行する。)

第四十一条

(この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

附 則

(平成一九年九月二〇日政令第二九二号) 抄

第一條

(この政令は、公布の日から施行する。)

附 則

(平成一九年九月二十五日政令第三〇四号) 抄

第一條

(この政令は、平成十九年十月一日から施行する。)

附 則

(平成一九年九月二一〇日政令第二九二号) 抄

第一條

(この政令は、平成十九年九月二一日から施行する。)

附 則

(平成一九年九月二八日政令第一八七号) 抄

第一條

(この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月二十八日）から施行する。)

第二条

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)
この政令の施行前に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三十二条第二項において読み替えて準用する同法第三十一条第六項の規定により公表された道路特定事業計画に基づき市町村（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十七条第一項の指定市を除く。）が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第二十七号に規定する道路特定事業（以下この項において単に「道路特定事業」という。）を実施する場合における同法第三十二条第五項の規定による権限の行使については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十九条の規定にかかわらず、当該道路特定事業計画に定められた道路特定事業の実施予定期間内に限り、なお従前の例による。

附 則

(平成一九年五月二八日政令第一八七号) 抄

第一條

(この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。)

附 則

(平成二七年一月二三日政令第二一一号) 抄

第一條

(この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。)

附 則

(平成二八年三月三一日政令第一八二号) 抄

第一條

(この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。)

附 則

(平成二八年九月二八日政令第二一八〇号) 抄

第一條

(この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。)

附 則

(平成二八年九月二九日政令第二九八号) 抄

第一條

(この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年九月三十日）から施行する。)

附 則

(平成三十一年一〇月一九日政令第二九八号) 抄

第一條

(この政令は、道路法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十二号）の施行の日（平成三十年十一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項

第一項の規定及び附則第三項の規定

附 則

(令和二年一〇月二日政令第三〇二号) 抄

第一條

(この政令は、令和三年四月一日から施行する。)

(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に工事中の公立小学校等（この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第五条第一号に規定する公立小学校等をいい、この政令の施行の日の前の前日において高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第三項の条例で定める特定建築物であったものを除く。）の建築又は修繕若しくは模様替をした当該公立小学校等の維持については、同条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

附 則（令和二年一月二十日政令第三二九号）抄

（施行期日） この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十五日）から施行する。

第一条 この政令は、令和三年十月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二十五日政令第八四号）抄

（施行期日） この政令は、令和三年九月二十四日政令第二六一号）抄

第一条 この政令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和三年九月二十五日）から施行する。

附 則（令和四年三月二十五日政令第八四号）抄

（施行期日） この政令は、令和四年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年九月十九日政令第二九三号）抄

（施行期日） この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年九月十九日）から施行する。

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和六年四月一九日政令第一七二号）抄

（施行期日） この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和六年六月二一日政令第二二二号）抄

（施行期日） この政令は、令和七年四月一日から施行する。

附 則（令和六年六月二一日政令第二二二号）抄

（施行期日） この政令は、令和七年六月一日から施行する。

第一条 この政令は、令和七年六月一日から施行する。

附 則（令和六年六月二一日政令第二二二号）抄

（施行期日） この政令は、令和七年六月一日から施行する。